

以上であること。

- 24時間緊急呼び出しに対応できる体制が確保されていること。
- 定期的に研修を実施し、又は外部の研修を受講させていること。
- 地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースを受諾し、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- 減算要件に該当していないこと。
- 介護支援専門員一人当たりの利用者の平均件数が35件を超えておらず、かつ介護予防支援事業業務の受諾を受けていないこと。

これは、質の高い事業所を目指して頑張らなさいということなのね。これでいくと、組織の体制の整備、地域を含めたチームケア体制の整備、事業所職員の教育、中重度者や困難ケースを積極的にかかわらなくてはならない。

在宅で中重度の方が6割もいるかしら？このような居宅支援事業所を目指すには、経営者あげてパワフルに取り組まなければいけないわね。

特定事業所加算が請求できる事業所が全国に沢山でくるかしら？
(前途多難 y 子)

③ 特定事業所集中減算の創設

特定事業所集中減算（新規）→ ▲200単位/月

＊算定要件

正当な理由なく、当該事業所において前6ヶ月に作成されたケアプランに位置づけられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、**特定の事業所の割合が90%である場合に減算**。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である場合一定の条件を満たす場合を除く。

④ 運営基準減算の見直し

運営基準減算→<減算要求に該当した場合>

基本単位数の70%を算定

<上記減算が2ヶ月以上継続している場合>

基本単位数の50%を算定

＊ 減算の要件

- サービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会を行っていない場合（ケアプランの新規作成、要介護更新認定、要介護区分の変更認定の場合）には、サービス担当者会議の開催を条件とする。
- 居宅サービス計画原案を利用者又は家族に説明し、**文書により利用者の同意**を得た上で、計画を**利用者及び担当者に交付**していない場合。
- 特段の事情もなく1か月に1度利用者の居宅を訪問して、利用者に面接しない場合。
- モニタリング結果を**記録していない状態が1ヶ月以上継続**している場合。

(2) 介護予防支援

ア. 基本単位

基本単位については、利用者の実態と給付管理業務の簡素化等を踏まえ、適正化の観点から報酬水準を設定する。

介護予防支援費（新規）→ 400単位/月

イ. 初回加算

新規に介護予防サービス計画を作成した場合の介護予防支援費に加算する。

初回加算（新規）→ 250単位/月

新たな認定調査項目の設定

新予防給付対象者の選定のため認定調査項目が増えました！

<新予防給付対象者の選定手法の基本的考え方>

1. 疾病や廃用による下肢機能の低下、活動や参加を阻害する生活環境などを誘因として生活機能が低下している者に対し、比較的軽度の要介護状態のときに活動や参加に主眼を置いた適切なサービスを提供することにより、要介護状態の改善又は重度化の予防を図ることが介護予防の基本であること。
2. 新予防給付対象者は適切な介護サービスの提供により、自立支援の観点から生活機能の向上がより期待される群、即ちいわゆる「廃用症候群」（「生活不活発病」という表現も一部で用いられている）の状態のあるものとしてとらえることができ、軽度の要介護者のうち、これらに相当する者を新予防給付の対象とするとしている。

<認定調査項目の見直しの視点>

1. 生活機能の観点を含めて「廃用の程度」（生活の不活発さの程度）を把握することができる項目であること
2. できる限り簡易に「廃用症候群」の状態にある可能性がある対象者を抽出することができる項目であること。
3. 原稿の認定調査と重複する場合には、その項目においてどのような内容を把握するのかを明確にし、特記事項への記載の充実を図ること。
4. 別のサービス利用との関連やそのためのアセスメント項目に該当する項目ではないこと。

<追加項目>

★新たに増えた項目

活動の量を評価する項目→「日中の生活」「外出頻度」

参加の状況の評価項目→「家族、居住環境、社会参加の状況などの変化」

★現行の認定調査で増えた評価事項

活動の質の評価のため、移動や歩行の状況等の把握することが重要であり、現行の認定調査項目である「歩行」「移動」などの特記事項の記載の充実を図るように改変された。

その他「えん下」「飲水」「清潔（口腔清潔）」「過去14日間に受けた医療」の解釈の追加が行われている。